

事

業

主

の

皆

様

へ

和歌山県と県内

すべての市町村からの
重要なお知らせです

**和歌山県と県内全30市町村は、
平成30年度から個人住民税の
特別徴収を徹底します！**

特別徴収は、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与差し引き）し、納入する制度で、地方税法第321条の4により義務づけられています。

平成30年度から、県内すべての市町村において、個人住民税の特別徴収未実施の事業所を特別徴収義務者に指定し、6月支払分の給与からの特別徴収（給与からの差し引き）を徹底することとしました。

特別徴収義務者に指定する対象者（事業所）

所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者

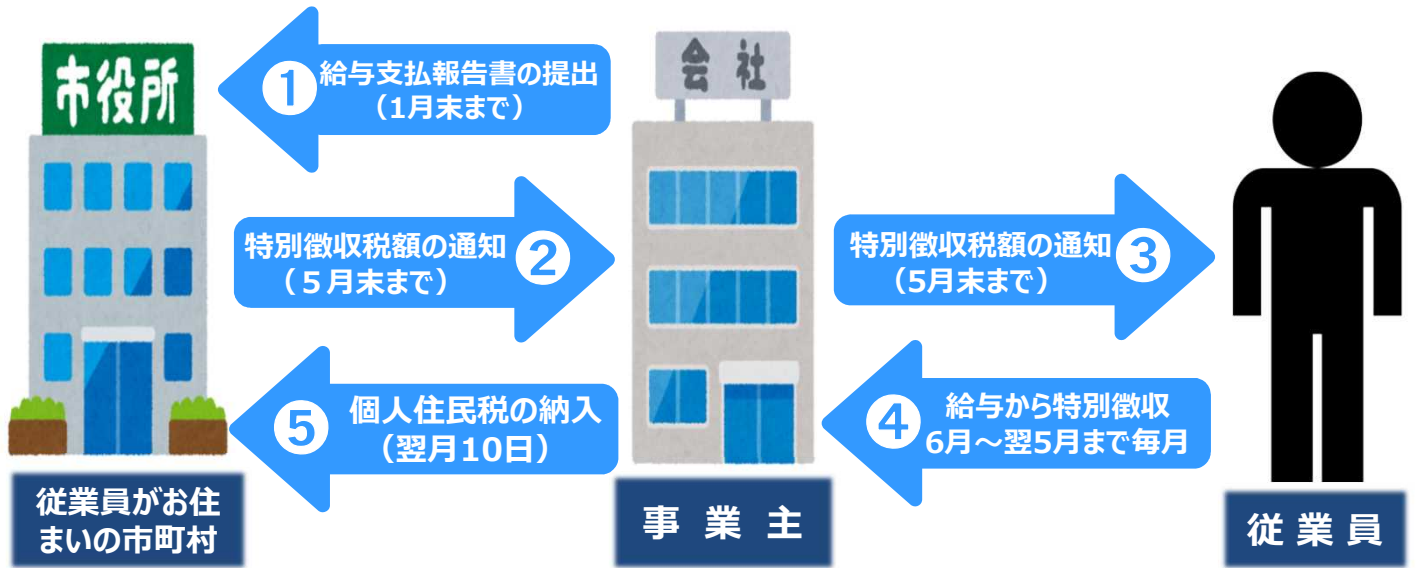
ただし、次の方は普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができます。

給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書摘要欄に次の略号を記載願います。

- a 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
- b 給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期（毎月支払われていない）な方
- d 他から支給される給与から特別徴収されている方（乙欄）



特別徴収事務の流れ



個人住民税特別徴収Q&A



Q 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ今になって特別徴収をしないといけないのですか？



A 今までも、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）の方は、地方税法第321条の4及び各市町村の条例により、従業員の方の個人住民税を特別徴収していただくことになっています。このため、和歌山県では、納税者間の公平性、納税者の利便性等の確保を図るため、すべての市町村で、平成30年度から、特別徴収実施を徹底する取組を行うこととしましたので、ご理解・ご協力をお願いします。



Q 特別徴収をすることで、どういうメリットがあるのですか？



A 従業員が納税の度に金融機関等の窓口へ出向く手間が省けます。また、納め忘れがなくなるほか、12か月に分割して毎月の給与から差し引かれますので、年4回で納税する普通徴収と比べて、従業員の1回あたりの納税額は少なくなります。



Q 特別徴収（給与天引き）は手間がかかりそう。従業員も少なく、対応する余裕がないのですが…



A 市町村が個人住民税の税額計算を行いますので、所得税のように、税額を計算したり年末調整をしたりするような手間が事業主にはかかりません。また、従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に申請し承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度（「納期の特例」）を利用できます。



Q 特別徴収（給与天引き）を拒否したらどうなるのですか？



A 特別徴収義務者に指定された事業主は、法令により特別徴収税額を納期限内に納入する義務があり、期限内に納入できない場合は、事業主に対して滞納処分が行われます。また、罰則規定もあり、期限内に納入できなかった場合には、「10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」こともあります。